

経費の負担区分

発注者	受注者
◇調理機器の購入費(受注者負担分を除く)	◇業務従事者の人件費及び法定福利費
◇食器及び調理器具類の購入費	◇業務従事者の福利厚生費
◇貸与機器の修繕費(消耗によるもの)	◇業務従事者の保健衛生費(健康診断、細菌検査等)
◇光熱水費、燃料費	◇貸与機器の修繕費(受注者の過失によるもの)
◇食材料費(受注者の試作によるものを除く)	◇調理機器の購入費(貸与品以外のもの)
◇浄化槽の清掃委託費	◇調理業務に必要な被服類の購入費 (作業用白衣上下(下処理用・調理用)、ヘアーネット、帽子、マスク、作業靴(下処理用・調理用)、エプロン(作業区分毎に区別)、調理用使い捨て手袋等)
◇グリストラップ産業廃棄物処理委託費	◇洗浄、消毒、清掃及び日常点検に必要な石鹼類及び薬品類の購入費 (食器用洗剤、手洗い用石鹼、手指消毒用アルコール、作業着洗濯洗剤及び漂白剤、次亜塩素酸ナトリウム、残留塩素測定器及び試薬、防虫・駆虫剤など)
	◇調理業務、洗浄、消毒、清掃及び日常点検に必要な消耗品及び用具等の購入費 (手洗い用爪ブラシ、ペーパータオル、ふきん、たわし、ラップ、クッキングペーパー、スポンジ、保存食用ポリ袋、使い捨て手袋、ごみ収集袋(市指定ごみ袋、牛乳パック回収用のポリ袋等)、ゴム手袋、耐熱手袋、デッキブラシ、ワイパー、モップ、モップ絞り器、バケツ、ほうき、ちりとり、雑巾、軍手、点火器具、機械油、グリス、砥石、その他児童生徒に供する食品に関して使用するもの)
	◇従事者が使用する雑貨、文房具及び救急薬品の購入費 (従事者用茶器、お茶、ポット、文房具、救急薬品、ハンドクリーム、トイレ清掃洗浄剤、トイレトペーパーなど)
	◇受注者が行う研修に関する費用
	◇通信機器費及び通信費
	◇給食調理従事者等の給食費
	◇その他日々消耗する物品で受注者が負担することが適当と認められるもの。